

南国市持続化支援給付金給付要綱

令和2年6月23日告示第109号

令和2年8月11日告示第134号

令和2年9月 8日告示第145号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が悪化し、事業の継続が困難となった事業者等に対して、事業の継続及び雇用の維持を目的として行う南国市持続化支援給付金（以下「給付金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の区分)

第2条 給付金の区分は、次のとおりとする。

- (1) 中小法人等向け給付金
- (2) 個人事業者向け給付金
- (3) 主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者向け給付金

(給付対象者等)

第3条 給付金の対象となるもの（以下「給付対象者」という。）、給付の要件並びに給付金の額及び限度額は、別表1のとおりとする。

(給付対象者の特例)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、別表1の2の左欄に該当する者は、給付対象者となることができる。この場合における給付金の額及び限度額は、同表中欄に掲げるとおりとする。

(給付対象者とししないもの)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、給付対象者とししない。

- (1) 過去にこの給付金の給付を受けた者
- (2) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (4) 政治団体

(5) 宗教上の組織又は団体

(6) 前各号に掲げるもののほか、給付金の目的に照らして適当でないと市長が認めるもの

(給付申請及び申請期限)

第5条 給付対象者は、給付金の給付を受けようとするときは、市長が別に定める申請書に別表2（第3条の2の規定による給付対象者にあつては、別表1の2の右欄）に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、令和2年6月25日から令和3年1月29日までとする。ただし、市長が真にやむを得ない理由があると認める場合は、必要最小限の範囲内において期限を延長することができる。

(給付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類の審査等を行い、給付金を給付することを決定したときは当該申請を行った給付対象者に対し給付金を給付するものとし、給付金を給付しないことを決定したときは市長が別に定める不給付決定通知書により当該申請を行った給付対象者に通知するものとする。

(給付金の額の特例)

第7条 別表3の左欄に掲げる特例事例に該当する給付対象者は、必要に応じて同表の中欄に規定する給付金の額の給付を受けることを選択することができる。この場合において、当該給付対象者は、同表の右欄に掲げる書類を提出しなければならない。

(給付金の返還)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたときは、期限を定めて給付金を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年告示第134号）

附 則（令和 2 年告示第 1 4 5 号）

この要綱は、公布の日から施行する。